令和８年（フ）第１９号
群馬県沼田市下川田町3258番地
債務者　若山　貴弘
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小河原　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月７日午後１時15分
5　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

令和８年（フ）第８１号
岡山県津山市上之町109番地１　ベル・フィオーレ105
債務者　中垣　光博
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧川　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第１８号
北海道日高郡新ひだか町東静内80番地の７
債務者　石橋　拓也
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉見慎太郎
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

令和８年（フ）第４５３２号
大阪府門真市常称寺町27番20―208号
債務者　細川　　涼
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中本　隆久
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０２４号
大阪市生野区鶴橋５丁目２番18号Ｍｖ．ｉｍｐ大阪鶴橋　1116号
債務者　新村　香奈
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　京子
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第７９６号
北九州市八幡東区上本町２丁目２番４―501号
債務者　木村麻奈美（旧姓阿部・沢田）
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７６２号
北九州市小倉北区霧ケ丘２丁目11番２号
債務者　西村　博志
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１７７号
山形市大字二位田28番地
債務者　横尾　友昭
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８１号
山形市東青田３丁目２番30号　ブルーリジェールＣ　201号
債務者　森谷ひかる
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８７号
山形県寒河江市南町１丁目７番36号
債務者　鈴木　里美
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８８５号
名古屋市中川区上高畑２丁目77番地の１コーポあけぼ乃102号
債務者　高原　直美
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１３１号
愛知県津島市中一色町市場37番地
債務者　増田　　盟
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１７３号
愛知県春日井市柏井町６丁目47番地
債務者　山中ゆかり
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２２４号
名古屋市昭和区川名町４丁目55番地　ミリアンメロディ川名502号
債務者　中村　昌樹
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２４４号
名古屋市南区五条町３丁目１番地　五条荘209号
債務者　長谷川憂花
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２６３号
愛知県東海市荒尾町畑田19番地　ヴァーチューハウス４－Ｂ
債務者　姫田　愛美
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２７０号
名古屋市中区栄５丁目11番35号　プレサンスジェネ栄307号
債務者　宮部佐和子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２７４号
名古屋市中村区鳥居通５丁目34番地の２　マンション幸502号
債務者　坂野　春佳
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部